



横浜東部就労支援センター

7月のお知らせ

☆ほっとフライデー (要予約)

7月15日(金)
17時から19時

ほっとフライデーとは

就労中の登録者対象の夜間相談です。毎月第3金曜日の午後5時から7時まで、予約制で実施します。

☆相談を希望される方は事前に担当者までご連絡ください。

※緊急事態宣言が発令された際は中止とさせていただきます。その際は、こちらに掲載いたします。

～来所される方へのお願い～

コロナ対策のため、以下の対応をお願いします。

- ・マスクを着用しての面談
 - ・来所時に検温と手指アルコール消毒の実施
- ※37.5℃以上の場合は、面談は延期とします。
- ・相談は時間短縮で対応させていただきます。

横浜東部就労支援センター

〒221-0045

横浜市神奈川区神奈川 2-14-17

加瀬ビル 3階 301号室

TEL:045-450-5181 FAX:045-450-5185

センター開所時間

午前8時45分～午後5時15分

(土、日、祝祭日休)



熱中症にご注意を！



マスクの着用により、熱中症のリスクが高まります。

野外で人との十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクをはずす。

マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がけましょう。

《制度のはなし》

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。2022年4月1日に18歳・19歳の方は2022年4月1日に新成人となりました。

これにより、何が変わったのでしょうか？

《年齢の引き下げに伴う変更点》

◇20歳⇒18歳に変更になったもの

- ・親の同意なく次に例示する契約ができる。
携帯電話契約、1人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、ローンを組む
- ・国民投票の投票権/選挙権を取得する。
- ・10年有効のパスポートを取得できる。

これまでは、20歳未満は5年有効パスポートしか取得できなかったなど他にもありますが、消費者トラブルに巻き込まれやすくなるのでご注意ください！

成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向にあります。保護のない成人を狙い打ちにする悪徳な業者もいますので、契約する前によく考えて、うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう。

◇16歳⇒18歳に変更になったもの

- ・女性は結婚ができる
(2022年3月までに入籍した
16歳以上18歳未満の女性の結婚は有効)



ほっとひとこと



暑い日には冷たいものが食べたくなりますね。私はピスタチオのジェラートが大好きです。皆さんは、アイス派？かき氷派？どちらですか。猛暑、節電、気になりますが、工夫して乗りきりましょうね！(H.H)

